

島根県犯罪被害者等支援条例の骨子案へのパブリックコメントに対する県の考え方

①実施期間 令和4年10月5日（水）～10月17日（月）

②提出件数 9件（ご意見の数51）

※ なお、骨子案と直接関係がないと考えられるご意見については公表していません。

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	2 定義	「2 定義 (3)犯罪被害者等支援」について、犯罪被害者等基本法2条3項よりも簡略な規定になっています。各地方公共団体が条例を作る趣旨に照らせば、法律より簡略な条例を作るべきではありません。せめて、犯罪被害者等基本法第2条第3項と同程度の規定にすべきではないでしょうか。 (他同様意見2件)	いただいたご意見を踏まえ、「再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組」を追記いたします。
2		「2 定義 (5)二次被害」について、主語がないため、定義として不十分で分かりにくいです。基本計画にも関わりますが、直接被害、間接被害、二次被害、再被害等の基本的な用語は押さえておくべきではないでしょうか。 (他同様意見2件)	二次被害を生じさせるものは、被害者等の身近な人から支援関係者も含め、様々な者が想定されることから、このような記載としております。 用語の定義は、骨子案中に明記されていないものについては定義しておりません。
3	4 県の責務	4の県の責務に(3)「民間支援団体が、犯罪被害者支援に果たす役割を評価し、必要な情報の提供、助言その他の協力を行う」旨規定するべきだと思います。 民間団体の過去及び将来にわたっての役割を期待・評価し、必要な情報の提供、助言その他の協力を行うと、規定するべきだと思います。	「21 民間支援団体に対する支援」において、民間支援団体に対する支援について規定しています。 ご意見の文言を盛り込むことは考えておりませんが、犯罪被害者等支援における民間支援団体の役割は重要なものと認識しています。 今後も民間支援団体と連携、協力して支援を推進するとともに、民間支援団体の活動等について広報を実施してまいります。
4		「4 県の責務」に、二次被害を生じさせない旨が入っていないのはどうしてでしょうか。基本理念には、二次被害を生じることのないよう十分配慮して犯罪被害者等支援を行う旨が書かれていますが、二次被害は、県が犯罪被害者等支援を行う立場で犯罪被害者等に接する場面以外でも起こります。たとえば、犯罪被害に起因して行わなければならない行政手続において、県の担当者から冷たくあしらわれて傷付くこともあります。あらゆる県の事業において犯罪被害者等への二次被害に配慮する旨を、県の責務として記載すべきではないでしょうか。また、犯罪被害者等を孤立させることのないようにする点も、県の責務としても記載していただきたいです。 (他同様意見1件)	県が実施する犯罪被害者等支援については二次被害が生じることのないよう十分配慮して行う旨を「3 基本理念」(2)で規定しているため記載しておりません。 「孤立させることのないように」との記載については県が犯罪被害者等の支援に関して犯罪被害者等を孤立させるような状況は考えにくいことから記載しておりません。 また、県の施策としては「20 県民等の理解促進」で犯罪被害者等を孤立させることのないよう必要な施策を講じることとしています。
5	6 事業者の役割	「6 事業者の役割について」に「・・・支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を求め・・・」とありますが、犯罪被害者とその後も継続して仕事を続けられるような種々の支援を行うことを少なくとも努力義務として規定してはどうでしょうか。	事業者等に努力義務を課すことは考えておりませんが、継続して仕事が続けられるように、県として事業者への広報啓発を実施し、協力いただけるよう求めてまいります。

6	6 事業者の役割	<p>「6 事業者の役割」について、「犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手続き並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。」旨を具体的に記載すべきです。犯罪捜査や裁判への協力、自己の権利実現のために必要であっても、仕事を休むことに負担を感じる被害者が多いため、条例に具体的に記載することで、事業者の理解をより深めていただきたいです。もっとも、配慮を求められる事業者も間接的には当該犯罪の被害者と言えるため、事業者への支援も検討いただきたいです。</p> <p>(他同様意見1件)</p>	<p>本条例は犯罪被害者等に対する支援に関して、島根県の基本理念、責務、基本的施策を規定するものであり、事業者等の役割を明確化することは考えておりません。</p> <p>具体的な施策については支援計画で定め、事業者への広報啓発を行うこととしています。</p>
7	7 民間支援団体の役割	<p>7で、民間支援団体の役割に触れていますが、県の施策に協力するとありますが、県の施策に協力するというより、民間の支援団体として、自主的に課題の解決にあたっているものです。ですから、「県と連携し」、被害者支援に取り組んでいるとしていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は「3 基本理念」(4)に含むものとしています。</p> <p>今後も民間支援団体と連携及び協力して犯罪被害者等支援を推進してまいります。</p>
8	9 支援計画の策定	<p>「9 支援計画の策定 (3)」について、単に県民等の意見を反映させるとの記載では不十分です。</p> <p>「県は犯罪被害者等基本計画を定め、または変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関、団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される「犯罪被害者等施策推進会議」を設置し、犯罪被害者等及びその他関係者の意見が十分に反映されるように努めなければならない。」旨を、条例に明記していただきたいです。</p> <p>(他同様意見3件)</p>	<p>ご意見の趣旨は骨子案の「9 支援計画の策定」の(3)から(5)に含むものとしており、具体的な内容については、支援計画で定めることとしています。</p>
9		<p>「9 支援計画の策定」について、「県は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表しなければならない。」旨を、条例に明記すべきです。国の第4次犯罪被害者等基本計画にも、「施策の実施状況の検証・評価・監視等」について記載されています。島根県は、第4次犯罪被害者等基本計画による国の方針が明らかにされた後に条例を制定しようとしているのですから、国の方針を意識し、県の被害者保護の実施状況につき、なんらかのチェック体制を入れるのは当然ではないでしょうか。なお、基本計画(案)には毎年県のホームページで公表しますとなっています。具体的な公表方法は基本計画に記載すれば良いと思いますが、定期的に公表するという点は条例に明記していただきたいです。</p> <p>(他同様意見3件)</p>	
10	10 財政上の措置	<p>「10 財政上の措置」について。犯罪被害者は、財産的被害にあった場合はもちろん、身体的被害、精神的被害により、通院治療の負担や休業損害を受けています。被害者支援に際して、この財政的措置は喫緊の課題といえます。ですので、この点は、もう少し具体的に規定していただいたほうがいいと思います。</p>	<p>本条例は犯罪被害者等に対する支援に関して、島根県の基本理念、責務、基本的施策を規定するものであり、具体的な記載は最小限としております。</p>

11	10 財政上の措置	<p>10 「財政上の措置」の項目は、「県は犯罪被害者支援のための基本的施策を講じ・実施する等犯罪被害者支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」としていただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と修正いたします。</p>
12		<p>「11 相談、情報の提供等」について、犯罪被害者等支援に精通している者とは誰を想定しているのでしょうか。趣旨にあるとおり、県に総合的対応窓口を設置するなら、その旨を明記すべきです。設置窓口の役割や性質を記載すれば、窓口の名称変更にも対応できる定め方ができます。 (他同様意見1件)</p>	<p>「犯罪被害者等支援に精通している者」とは弁護士、医師、臨床心理士等を想定しています。 本条例は犯罪被害者等に対する支援に関して、島根県の基本理念、責務、基本的施策を規定するものであり、具体的な施策は支援計画で定めることとしています。</p>
13	11 相談、情報の提供等	<p>11相談、情報の提供等について、「犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ」とあるが、まず、相談ができるという情報を早期に犯罪被害者等に知らせるべきであり、それを担う機関を明記すべきである。 また、趣旨にあるように、すでに総合的対応窓口機能がありこれを充実させる施策を講ずるのであれば、「情報提供、助言、精通者の紹介」のみではないので、条文としては「精通している者を紹介する等必要な施策を講ずる。」ではなく「精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずる。」にすべきではないか。</p>	<p>相談窓口についてはホームページへの掲載、リーフレット等を活用して周知しておりますが、更なる周知に努めてまいります。 なお、本条例は犯罪被害者等に対する支援に関して、島根県の基本理念、責務、基本的施策を規定するものであり、具体的な記載は最小限としております。 「等必要な施策を講ずる」の部分については「その他の必要な施策を講ずる。」に統一いたします。</p>
14		<p>11 相談、情報の提供等について犯罪被害者の相談を受ける人材の育成をするための研修の実施、あるいは、情報の提供をする為の研修をする施策を講じる、この点を増やして頂きたい。</p>	<p>「8 支援体制の整備」(2)において、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずることを規定しています。</p>
15	12 損害賠償の請求についての援助	<p>「12 損害賠償の請求についての援助」について、県は情報の提供等必要な施策を講ずると書かれていますが、損害賠償請求を行うための助言ができるのは国家資格を有する弁護士のみです。 医師や心理士(国家資格を有する公認心理士または民間資格を有する臨床心理士)により提供される保健医療サービスについては、14において、単なる情報提供ではなく、サービスの提供その他の必要な施策を講ずる旨が記載されていることと平仄を合わせるため、12でも同様に「法律相談の実施等必要な施策を講ずる」または「県は、犯罪被害者等に対する加害者からの損害の賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求の訴訟及び取り立てに関して必要な支援を行う」旨を記載すべきです。 現に、ワンストップセンターたんばばにおいては、緊急医療、無料カウンセリングだけでなく、無料法律相談も実施していますし、島根県消費者センターにおいても無料法律相談を実施しているはずで、早期援助団体である被害者サポートセンターにおいても、医療・カウンセリング・法律相談は支援の柱です。 (他同様意見2件)</p>	<p>ご意見の趣旨については「12 損害賠償の請求についての援助」に含むものとしています。 本条例は犯罪被害者等に対する支援に関して、島根県の基本理念、責務、基本的施策を規定するものであり、具体的な施策は支援計画で定めることとしています。 ※ 「12 損害賠償の請求についての援助」については「12 損害賠償の請求についての支援」に修正することとしました。</p>
16		<p>12損害賠償に請求についての援助について、趣旨にあるように「被害回復を支援するなどの必要な施策を講ずる」のであれば「情報の提供」のみではないので、条文としては「情報の提供等必要な施策を講ずる。」ではなく「情報の提供その他の必要な施策を講ずる。」にすべきではないか。</p>	<p>「等必要な施策を講ずる」の部分については「その他の必要な施策を講ずる。」に統一いたします。</p>

17	1 3 経済的負担の軽減	<p>1 3 経済的負担の軽減について、趣旨にあるように、すでに県の見舞金制度があるのであれば、「情報の提供、助言」のみという感じが強くて施策が後退するイメージがするので、条文としては「経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずる。」ではなく「経済的な支援、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずる。」にすべきではないか。</p>	<p>「見舞金制度」は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る施策の一つですが、ご意見の趣旨は「経済的な助成」に含むものとしています。</p> <p>条例の記載としては、骨子案のとおりといたします。</p> <p>「等必要な施策を講ずる」の部分については「その他の必要な施策を講ずる。」に統一いたします。</p>
18		<p>「1 3 経済的負担の軽減」について、被害直後に使途を定めず支給される見舞金は、犯罪被害者等の安全確保や生活の維持等に必要不可欠です。そのため、昨年、島根県は見舞金の制度を作ったのですから、新たに作る条例にも明記していただきたいです。制度の役割や性質を記載すれば、制度の名称変更にも対応できる定め方ができます。</p> <p>(他同様意見 1 件)</p>	<p>「見舞金制度」は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る施策の一つですが、ご意見の趣旨は「経済的な助成」に含むものとしています。</p> <p>条例の記載としては、骨子案のとおりといたします。</p>
19	1 4 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	<p>日常生活支援の項目を新設し、「県は、犯罪被害者等が早期に安心して暮らすことができるよう、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、病院等への付添、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行う。」旨を、条例に明記すべきです。犯罪被害者等にとって、日常生活の回復は最も重要です。本年 8 月に警察庁が公表した「条例の小窓」には、各都道府県と政令指定都市の条例が定めている支援項目が列記されています。項目が不十分な自治体においては、今後、条例改正が諮られていくものと思われます。少なくとも、この一覧表が提示された後に条例を制定する島根県が、表に「×」と記されるような不十分な条例を定めるべきではありません。</p> <p>(他同様意見 3 件)</p>	<p>日常生活支援の項目は、「1 4 保健医療サービス及び福祉サービスの提供」に含むものとされています。</p>
20	1 6 居住の安定	<p>1 6 居住の安定について、趣旨にあるように「一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずる」のであれば、条文としては「県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずる。」ではなく「県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずる。」にすべきではないか。</p>	<p>「等必要な施策を講ずる」の部分については「その他の必要な施策を講ずる。」に統一いたします。</p>

21	17 雇用の安定	<p>雇用の安定について、</p> <p>(1) 事業者等は、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 事業者等は、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を侵害する等によって犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。</p> <p>(3) 事業者等は、犯罪被害者等の就労及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>旨を、条例に明記すべきです。国の第4次犯罪被害者等基本計画にもある内容です。 (他同様意見1件)</p>	<p>県の実施する施策について定めるものであるため、条例の記載としては骨子案のとおりいたします。</p>
22	18 刑事手続参加のための情報提供	<p>18刑事手続参加のための情報提供等について、県の職員の誰が何時どのようにして犯罪被害者等に情報提供するのか想像がつかない。フォトしまねへの掲載等一般的な広報では不十分だと思われるので、条例に基づく計画に具体的に分かるように記載してほしい。</p>	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、実施担当課が適切に対応して、まいります。</p>
23	19 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	<p>19保護、捜査、公判等の過程における配慮等について、専門的知識を有する県の職員がどのようにして捜査、公判の過程で犯罪被害者等に対応するか想像がつかない。県の職員をどこに配置し、どの機会に犯罪被害者等にどのように対応するのか、条例に基づく計画に具体的に分かるように記載してほしい。</p>	
24	21 民間支援団体に対する支援	<p>「21 民間支援団体に対する支援」について、民間支援団体に一番必要なのは財政的支援です。県が財政的支援をする旨を明記していただきたいです。 (他同様意見1件)</p>	<p>民間支援団体に対する支援については、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会及び島根県被害者支援連絡協議会の意見を聴きながら検討してまいります。</p>
25	その他	<p>犯罪被害者は、犯給金を申請したり、県の見舞金を申請したりするような重たい刑罰に課せられるような犯罪の被害者ばかりではありません。刑罰法令としては、重いとはいえない犯罪の被害者であっても、一人一人の環境等によって、必要とされる支援は異なりますので、支援を求めておられる方々の視点に立ち、特に日常生活に関する支援が行き届くように、今後の基本計画の改訂の際には、配慮をしていただきたいと思えます。</p>	<p>いただいたご意見は今後の支援計画策定の参考とさせていただきます。</p>

26		<p>全体として、理念条例のように思われます。しかし、犯罪被害者等基本法だけでは不十分なので、各地方公共団体が、より具体的に被害者支援をしていこうという趣旨で定めるのが犯罪被害者等支援条例ですから、理念の記載のみでは不十分で、条例に県の具体的な施策（責務）の記載が必要です。せめて、骨子案記載の【趣旨】部分に書かれているような内容は、条例に施策の例として列挙すべきではないでしょうか。例示列挙としての記載であれば、今後、同趣旨の別の施策に置き換えたり、施策を追加したりしたい場合も条例改正までは必要なく、柔軟に運用できます。</p>	
27		<p>全体として抽象的な内容に終始していると思います。犯罪被害者等への支援の理念を打ち出すことはもちろん大切ですが、「必要な施策を講じる」とか「十分配慮するよう求める」というだけでは、県が具体的に被害者に対してどのような対応をなさるのが判然としません。犯罪被害者にとっては、「今」「被害者に対し」「具体的に」どのような支援をしていただけるのが問題なのであり、抽象的な規定をただけでは現在ここに存在する被害者に対する保護としては十分なものとはいえないと思います。犯罪被害者支援に関する座談会でも「まずは自治体固有の支援制度がどうあるべきかということをきちんと検討しなければいけない」と指摘されています。</p>	<p>本条例は犯罪被害者等に対する支援に関して、島根県の基本理念、責務、基本的施策を規定するものであり、具体的な施策は支援計画で定めることとしています。</p>
28	その他	<p>島根県は、犯罪被害者等支援の施策を検討する上で、現実に、被害者支援の活動に取り組んでいる民間支援団体である一般社団法人さひめや、弁護士会、臨床心理士会、法テラス等の行っている支援内容を、十分に認識しておられるでしょうか。</p> <p>また、被害者からの意見を聞いておられるでしょうか。</p> <p>一度、被害者や、支援団体等から、被害者がどのような実情にあり、どのようなことを望んでいるのか、また、支援団体はどのような行政からの支援を望んでいるのか、等、ヒアリングをしていただきたいと思います。</p>	<p>県では被害者支援連絡協議会、市町村被害者支援施策担当者会議等で情報の共有や意見交換を行い、意見の聴取に努めています。</p> <p>今後も同協議会や市町村、その他関係機関や民間支援団体等と連携及び協力し、施策を推進してまいります。</p>
29		<p>日常生活の支援の主体は、市町村だと思います。</p> <p>日々の生活を維持していくための支援は、市長村の担当窓口の方々との連携が不可欠です。県の取組が、市町村に繋がって行くような枠組みを構築していただきたく思います。</p>	<p>犯罪被害者等支援において、県と市町村の連携は重要であり、市町村担当者会議を通じて意見交換、情報提供を行っているところです。</p>
30		<p>「4 県の責務について」の「・ ・ 関する施策を総合的に策定し実施する」とありますが、具体的にはどういう役割分担を考慮しておられるのでしょうか。市町村の自治体では、規模の大小にもよると思いますが、被害者相談の窓口はあっても他の業務との兼任で、異動で人も変わってしまうこともあるとうかがっております。ですので、条例制定時までには、具体的な案件について県と市町村、そして民間団体がどのように連携をとっていくかという体制を確立しておく必要があるように思います。</p>	<p>引き続き、「3 基本理念」(4)に規定しているとおり、連携強化に取り組んでまいります。</p>